尼崎市監査公表第8号

地方自治法第242条第9項の規定に基づき、別紙のとおり住民監査請求に基づく勧告 に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年7月21日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文 同 藤 川 千 代

尼総企第4940号 令和2年7月20日

尼崎市監査委員 今西 昭文 様 尼崎市監査委員 藤川 千代 様

尼崎市長 稲村和



尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について(通知)

令和2年6月19日付け尼監第810号-48による尼崎市職員措置請求に係る監査結果(勧告)について、市議会に対して下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告年月日令和2年6月19日

2 勧告内容

市長に対し、令和元年度に維新の会に交付した政務活動費のうち89,591円について、令和2年7月22日までに同会派に返還を求める措置を講じるよう勧告する。

3 措置年月日 令和2年7月20日

4 措置内容

尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置として、市議会に対し、 以下の3項目について要請した。

- (1) 確定した高裁判決及び監査結果の趣旨を踏まえ、政務活動費を用いて発行する会派 広報紙についての明確な基準を新たに設けられたい。
- (2) その基準の考え方と運用の徹底については、議会として市民への説明責任を果たされたい。
- (3) 基準に照らしての個別会派広報紙に係る判断や今後の基準の見直し等については、 基本的に市議会の独立性が尊重されるべきと考える。一方、今回、予算執行に係る市長 のガバナンスの発揮を求める監査結果があったことから、不適切と判断されるケース が発生した場合には、その内容と市議会としての対応について報告されたい。

5 勧告内容と措置内容が異なる理由

監査委員からの勧告を受けて今事案を検証したところ、本件広報紙(以下「維新 13 号」) は、平成 30 年 4 月に策定された市議会としての政務活動費運用マニュアル(以下「運用 マニュアル」)にのっとり発行されたものであり、当該会派以外の会派が発行した広報紙 においても同じ問題が生じているなど、措置を行うに当たり整理すべき課題があると認識しました。

監査委員においては、請求の対象となった個別案件について監査を行い判断することが当然だとしても、今回の勧告は結果的に市議会の総意を問うことになっており、監査結果における要請の内容にあるとおり、その見直しが適切になされない限り根本的な課題解決に至らないものと考えます。

そこで、令和2年7月2日、市議会に対し、政務活動費を用いて発行する会派広報紙についての明確な基準を新たに設けること、その点について議会として市民への説明責任を果たすこと等を要請しました。

それに対し市議会からは、確定判決を踏まえた規則及び運用マニュアルの改正を行っていくことと併せて、今回の監査対象となった「維新 13 号」における「議員個人の氏名、写真、プロフィール」の捉え方については、監査委員と市議会とで相違があるとの見解(別紙のとおり)が示されました。

市長にとって、監査委員の判断と市民への説明責任を前提とした市議会の総意は、どちらも尊重すべきものです。そのような中、熟考のうえ、以下のように整理しました。

- ○今回の監査対象となっている「維新 13 号」は市議会全体で確認された運用マニュアル (平成 30 年 4 月策定) にのっとり発行されたものであるとともに、市議会としては、現 在においても、本件会派広報紙及び他会派において同様に発行された広報紙に政務活動 費を充当するとの判断を維持している。
- ○「維新 13 号」を始めとするそれら会派広報紙は、運用マニュアルを踏まえ、確定判決の対象となった広報紙と比較して一定の改善がなされていると思われる。また、確定判決において判断基準として考慮すべきとされた事情は多岐にわたっていることから、仮に「維新 13 号」について住民訴訟が提起された場合に、本件監査結果と必ず同じ結果になると断言するのは難しいと思われる。
- ○一方で、監査委員の指摘のとおり、それらの会派広報紙に違法性が認められる可能性が あるものの、運用マニュアル策定後に発行された会派広報紙については、違法の疑いがあ ると思われる部分の紙面に占める面積が限定的になっている。

〇それらの会派広報紙は判決確定前に発行されたものである。(ただし、1年以内に政務活動費の精算がなされた会派広報紙について、発行後に確定した判決に照らして返還請求の対象となるとした監査委員の判断を否定するものではない。)

以上のことを総合的に勘案すると、市議会が再度、監査結果の趣旨も踏まえた上で基準を改正し、政務活動費の使途の明確化を行うとともに、市民への説明責任を果たすことが 肝要と考えます。

今回、市議会が規則及び運用マニュアルの改正の意思を明確にしたことは、監査結果が 求める政務活動費の適正な運用に資するものと判断し、4のとおり3項目の要請を措置 内容としました。

6 終わりに

市長としては、今回の措置内容について市民への説明責任を負っていることへの強い 自覚を持っていること、また、監査委員から要請のあった市長によるガバナンスの発揮に ついて重く受け止め、適切な市政運営に努める所存であることを申し添えます。

以 上 (総務局企画管理課)





尼議第 10019 号 令和 2 年 7 月 3 日

尼崎市長

稲村和美様

尼崎市議会議長 直 鍋 修



住民監査請求に係る監査結果について

1 監査結果

令和2年4月21日付けで尼崎市職員措置請求(住民監査請求)があった令和元年11月発行の維新の会会派広報紙 Vol. 13 に対して、令和2年7月22日までに会派広報紙作成費の18分の1に相当する額89,591円の返還を求める措置を講じるよう市長に勧告がありました。

2 会派広報紙に係る作成基準についての規則等の改正

監査委員は、「『所属議員、役職の紹介』部分は、『市政等事項の報告部分に付随して一体』 とは言い難く、調査研究等活動あるいはこれと合理的関連性を有するということはできな い。」と判断しています。

一方、本市議会としては、本件広報紙における「所属議員、役職の紹介」部分は、「会派名」、「その連絡先」等と一体となすものと捉え、会派広報紙の発行者及び議会での所属委員会等を示すことにより、会派広報紙の責任の所在及び市政に対する相談者(先)を明確にしているものであり合理的関連性があると判断しました。また、写真の大きさやプロフィール等についても客観的に見て過度ではないとの判断により政務活動費を充当したものであります。更に、他の会派広報紙についても同様の考え方から、政務活動費を充当しています。

そして、その判断は今も変わりはありません。

以上のことから、監査委員と本市議会では、当該会派広報紙における「議員個人の氏名、 写真、プロフィール」の捉え方に相違があることを御理解いただくようお願いします。

しかしながら、地方自治法第100条第16項「政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」にのっとり、また、最高裁決定(高裁判決)を踏まえ、本市議会全体として主体的に会派広報紙の作成基準等について規則及び運用マニュアルの改正を行ってまいります。

以上